

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 日雇労働者の源泉徴収

Q : 道路の舗装工事の請負を行っている当社には、日雇労働者がたくさんいますが、1ヶ月以上勤める人はほとんどいません。

ところで、日雇労働者の源泉徴収は、どの税額表を適用すればよいのでしょうか。

A : 日額表の丙欄を適用します。

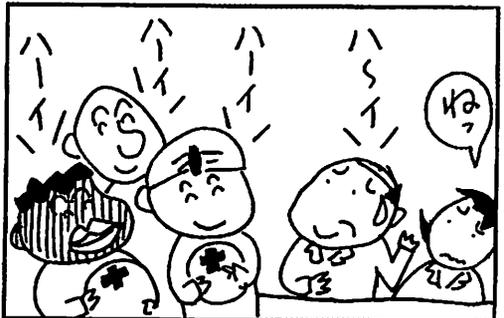
【解説】

税額表は、月額表と日額表に分かれており、月額表は、月払いの給与の他、月の整数倍（例えば半年払いとか年払いなど）で支払われる場合や半月払いや10日ごとに支払う給与について適用されます。一方、日額表は、日払い、週払いの形で支払われる給与について適用されます。

また、税額表は、甲欄、乙欄、丙欄と分かれていて、扶養控除等申告書が提出されているかどうかによって甲欄又は乙欄のどちらを適用するかを決めることになります。

丙欄については、日額表だけにあり、日々雇い入れられる人に、働いた日又は時間によって計算して支払う賃金（同じ雇用主から継続して2ヶ月を超えて支払いを受けるものを除きます）や、あらかじめ定められた雇用期間が2ヶ月以内の臨時雇やアルバイト等の労働した日又は時間によって計算して支払う賃金について源泉徴収する税額を求めるときに使用します。

ちなみに、丙欄を適用した場合、その日の社会保険料控除後の金額が9300円以上から納付すべき税額が発生します。



KIMIYO-I